

2021年5月19日

連続勉強会「法人が金銭を預かる意味」を始めた経緯について

社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会が運営する宿泊型の事業所では、自らの事業所・施設で提供している福祉サービスを利用する知的障害のある人たちの現金や通帳などを生活支援の一環として預かっています。

預かる目的は、事業所・施設によって本人の暮らしぶりや利用期間が異なるため、「生活支援の一環として」「事業所内の活動に参加する際に使うため」「事業所の外での生活で使用する時の準備(例えば交通費、昼食代など)」など、複数あります。

事業所・施設が本人のお金を預かる「形式」は基本的に「委任契約」です。「お金や通帳などを預かる」契約とは本人からの申し込みの意思表示と、それに具体的に対応していくことを承諾する事業所側の意思表示、この双方が合致して成立するものです。この契約において事業所・施設は、善良なる管理者の注意をもって、預かったお金や通帳などが適切に使われるよう、また不正や間違いがないように預かる義務があります(善管注意義務)。

しかし現状、行われている「契約によるお金などの預かり」が本人にとって本当に有益な状態になっているのか、また支援の体制はどのようになっているのかなどということはこれまでほとんど議論・検討されてきませんでした。

そこでこのような状況について、まずは現状を把握し整理したうえで、発展的な対応、そして何より本人にとってよい方法を具体的に挙げていくために、私たち東京都育成会権利擁護支援センターでは連続勉強会を行いました。

ここにその内容(概要)をまとめます。

<用語について>

本報告書におけるこれらの用語の表記は、以下のように統一しています。

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律…「**障害者総合支援法**」
- ・ 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 … 「**法人**」
- ・ 法人内で障害者総合支援法のもとで運営する事業所・施設 … 「**事業所**」
- ・ 事業所で提供する福祉サービスを利用する知的障害のある人 … 「**本人**」
- ・ 事業所で福祉サービスを直接、提供する職員 … 「**支援者**」
- ・ 法人内で障害者総合支援法のもとで運営する下記の事業
 - 障害者支援施設 … **入所施設**
 - 宿泊型自立訓練 … **通勤寮**
 - 共同生活援助 … **障害者グループホーム**
- ・ **金銭** … 本報告書においては現金だけではなく通帳その他の金融資産を含めている。
- ・ **預かり金** … 本報告書においては本人と契約して法人が預かっている本人の金銭のことを指している。
- ・ **管理** … 本報告書においては、法人が本人の預かり金の出納を責任をもって進めると同時に不明瞭な手続きや不正がないように保管する状態をいう。

I 連続勉強会の概要

1. 連続勉強会「法人が金銭を預かる意味」 参加者 (令和2年2月25日付)

- 東京都育成会権利擁護支援センター 運営委員 * 座長
 - * 佐藤 彰一 (國學院大學教授、弁護士) 専門委員を兼務
 - 中野 敏子 (明治学院大学名誉教授、東京都育成会権利擁護支援センター所長)
 - 上原 明子 (社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 前理事長)
 - 齊藤 一紀 (社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 前事務局長)

- 東京都育成会権利擁護支援センター 専門委員 (※ 連続勉強会の参加は任意)
 - 上原 裕之 (弁護士)
 - 遠藤 英嗣 (弁護士)
 - 大輪 典子 (認定社会福祉士・東京社会福祉士会 相談役)
 - 加藤 正仁 (社会福祉法人からしだね うめだあけぼの学園 園長)
 - 川口 純一 (司法書士・公益社団法人成年後見センターリーガルサポート副理事長)
 - 佐藤 彰一 (國學院大學教授・弁護士・全国権利擁護支援ネットワーク代表)
 - 信太 貢 (税理士・東京税理士会成年後見センター長)
 - 関哉 直人 (弁護士)
 - 田中 正博 (一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 専務理事)
 - 田邊 仁重 (社会福祉士・社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会)
 - 西村 周治 (世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ 施設長)
 - 橋本 大彦 (精神神経学会 専門医、橋本クリニック院長(医師))
 - 平澤千鶴子 (弁護士)
 - 山中 將利 (一級建築士)
 - 湯汲 英史 (公認心理士、言語聴覚士、公益社団法人発達協会 常務理事)
 - 渡邊 一郎 (社会福祉士、足立区役所高齢福祉課高齢援護係長)

- 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 本部事務局
 - 佐々木桃子 (理事長)
 - 上滝彦三郎 (事務局長)
 - 田邊 裕子 (東京都育成会権利擁護支援センター 主任支援員)
 - 山口奈緒江 (東京都育成会権利擁護支援センター 支援員) 令和2年3月31日まで
 - 塩谷 菜美 (東京都育成会権利擁護支援センター 支援員) 令和2年4月1日から

- 社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会 事業所職員
 - ・入所施設
 - とぶき育成園、恩方育成園、杉並育成園すだちの里すぎなみ、
中央区立レインボーハウス明石、清瀬育成園ひだまりの里きよせ (5か所)
 - ・通勤寮
 - 江東通勤寮、大田通勤寮、豊島通勤寮、立川通勤寮 (4か所)
 - ・障害者グループホーム
 - 地域生活統括支援センター、城東地域生活支援センター、城南地域生活支援センター
城北地域生活支援センター、多摩地域生活支援センター (5センター、105か所)

2. 連続勉強会の経過

平成 30 年 7 月 24 日(火) 第一回目		
出席者:東京都育成会権利擁護支援センター 運営委員および事務局	7人	
東京都育成会権利擁護支援センター 専門委員	5人	
(社福)東京都手をつなぐ育成会 宿泊型事業所職員	11人	
【議論の内容】		
<ul style="list-style-type: none"> ・「金銭を預かっている」現状について確認。 事業別、事業所別の預り金規程を確認する) ・福祉サービスやシステムとしての「金銭預かり」は存在しない、ということ。 ある意味、支援者の善意で預かってきた、という歴史、事実の確認 		
平成 30 年 10 月 18 日(木) 第二回目		
出席者:東京都育成会権利擁護支援センター 運営委員および事務局	7人	
東京都育成会権利擁護支援センター 専門委員	4人	
(社福)東京都手をつなぐ育成会 宿泊型事業所職員	8人	
【議論の内容】		
<ul style="list-style-type: none"> ・お金を預かっている意味の整理 ・金銭を預かる制度や事業との連携について 日常生活自立支援事業(東京都では地域福祉権利擁護事業)活用の提案 ・チェック体制について ・「金銭預かり」の法的根拠について 		
平成 30 年 12 月 11 日(木) 第三回目		
出席者:東京都育成会権利擁護支援センター 運営委員および事務局	7人	
東京都育成会権利擁護支援センター 専門委員	4人	
(社福)東京都手をつなぐ育成会 宿泊型事業所職員	12人	
【議論の内容】		
<ul style="list-style-type: none"> ・制度別にみる「金銭の預かり」(四つ) 成年後見制度、日常生活自立支援事業(東京都では地域福祉権利擁護事業) 事務管理、委任による契約 ・「本人の利益」について ・金銭を預かる仕組みや法制度がいくつかある、ということが整理された。 		
平成 31 年 2 月 21 日(木) 第 6 回東京都育成会権利擁護支援センター拡大運営会議(※) (中間報告)		
出席者:東京都育成会権利擁護支援センター 運営委員および事務局	7人	
東京都育成会権利擁護支援センター 専門委員	4人	
【連続勉強会の報告】		
<ul style="list-style-type: none"> ・第1回から第三回までの議論の経過報告 ・議論の経過からのまとめ ・意見交換 		

※ 拡大運営会議は、東京都育成会権利擁護支援センターの活動報告や直近の権利擁護施策等の動向について議論する会議である。例年、2月に開催している。

令和元年 6 月 20 日(木) 第四回目	
出席者:東京都育成会権利擁護支援センター 運営委員及び事務局	8 人
東京都育成会権利擁護支援センター 専門委員	6 人
(社福)東京都手をつなぐ育成会 宿泊型事業所職員	11 人
【議論の内容】	
<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告を受けて、現場職員を中心とした意見交換 ・本人向け調査の内容について検討 	
令和元年 10 月 17 日(木) 第五回目	
出席者:東京都育成会権利擁護支援センター 運営委員及び事務局	9 人
東京都育成会権利擁護支援センター 専門委員	5 人
(社福)東京都手をつなぐ育成会 宿泊型事業所職員	9 人
【議論の内容】	
<ul style="list-style-type: none"> ・本人向け調査の結果報告 ・管理者向け調査の結果報告 ・支援者向け調査の実施について ・金銭預かりの形態についての検討(他事業との比較などを含めて) 	

上記のほか、本人向け調査の実施のため以下のように作業部会を行った。

日にち	内容
令和元年 5 月 30 日(木)	本人向け調査の内容について
令和元年 7 月 16 日(火)	本人向け調査の内容について 本人向け調査の実施について(注意点など)
令和元年 9 月 26 日(木)	本人向け調査の結果について

作業部会 メンバー

- 小林 哲 施設長(中央区立レインボーハウス明石)
- 朝熊 貴史 寮長 (大田通勤寮)
- 浅野 和範 係長 (地域生活統括支援センター 係長)
- 東京都育成会権利擁護支援センター 事務局

Ⅱ 調査の概要

中間報告において「当事者の声、意見を聞いているのか」という指摘がなされ、改めて検討した結果、以下の調査を実施することとなった。

管理者向け調査	金銭の預かりについて客観的な状況を確認する
本人向け調査 (利用者調査)	本人に直接、聞き取りを行い自分の金銭を事業所が預かっていることについての考え、意見を確認する。
支援者向け調査	「本人の暮らしを豊かにするための金銭預かり」がどのように実践されているか、確認する。

(注意) この概要版においては調査の結果は抜粋した設問とその回答のみを掲載する。

1. 管理者向け調査

法人の運営する事業所のうち、通勤寮、グループホーム、入所施設ほか、実際に利用者より金銭の預かりについて委託され管理している事業所管理者に対して調査を実施した。

(1) 調査の概要

法人内の事業所の管理者がこちらの指定した Excel データに各利用者の預り金の状況について入力する形態とした。調査の実施期間は令和元年 9 月 2 日～12 日。

(2) 調査の結果

① 金銭管理の委任契約を結んでいる事業所利用者の状況

ア) 性別

性別	男性	女性	合計
人数	630人	348人	978人

イ) 年齢

年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
人数	59人	155人	150人	293人	179人	103人	39人	978人

ウ) 障害手帳の状況

■ 愛の手帳の取得状況

愛の手帳 度数	1度	2度	3度	4度	合計
人数	22人	230人	241人	460人	953人

■ その他の手帳の取得状況

精神障害保健福祉手帳	18人
------------	-----

※愛の手帳を重複所持している人数…14人

(精神障害者保健福祉手帳のみ所持している人数…4人)

身体障害者手帳	114人
---------	------

※全員が愛の手帳を重複所持している

エ) 障害支援区分の取得状況

支援区分	6	5	4	3	2	1	非該当	合計
人数	196人	136人	144人	160人	137人	10人	195人	978人

オ) 所属する事業所の形態

事業形態の種別	通勤寮	障害者グループホーム	入所施設	その他(通所施設)	合計
人数	160人	518人	292人	8人	978人

② 金銭管理の委任契約の状況

ア) 預かり形態種別の人数

預かりの形態	現金のみ	現金と預貯金	預貯金のみ	合計
人数	109人	845人	24人	978人

イ) 現金の預かり人数

内訳	0～1万円	1万円～5万円未満	5万円～10万円未満	10万円以上	合計
人数	204人	353人	227人	158人	942人

ウ) 普通預金の預かり人数

内訳	100万円未満	100万円～500万円未満	500万円～1000万円未満	1000万円以上	合計
人数	462人	356人	37人	7人	862人

エ) 定期預金の預かり人数

内訳	100万円未満	100万円～500万円未満	500万円～1000万円未満	1000万円～2000万円未満	2000万円以上	合計
人数	6人	73人	70人	53人	12人	214人

③ 成年後見制度の利用状況

ア) 成年後見制度の利用人数

利用状況	利用している	利用していない	合計
人数	93人	885人	978人

イ) 成年後見制度を利用している人の年齢(年代)

年代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
人数	5人	10人	31人	23人	20人	4人	93人

※ 最年少 21歳 最年長 76歳

ウ) 成年後見制度を利用している人の愛の手帳の取得状況

愛の手帳 度数	1度	2度	3度	4度	合計
人数	5人	34人	33人	21人	93人

エ) 成年後見制度を利用している利用者の所属する事業の形態

事業形態の 種別	通勤寮	障害者 グループホーム	入所施設	その他 (通所施設)	合計
人数	3人	50人	39人	1人	93人

2. 本人向け調査

(1) 本人向け調査(利用者調査)の概要

① 調査対象及び調査期間

事業種別	事業所数	調査対象者数
通勤寮	2か所	23人(令和1年8月8日) 26人(令和1年8月22日)
障害者グループホーム	4か所	7人(令和1年8月1日) 4人(令和1年8月1日) 7人(令和1年8月8日) 4人(令和1年8月22日)
入所施設	2か所	15人(令和1年10月10日) 5人(令和1年12月12日)

それぞれの事業所において、聞き取り調査に対応して頂ける人を事業所が選んだ。

② 調査方法

事業所を訪問した調査員が本人と面談し、聞き取りを行った。

(2) 調査結果

① 本人の基礎的な状況

ア) 愛の手帳 取得状況

愛の手帳 度数	1度	2度	3度	4度	わからない	合計
人数(人)	0	1	7	52	31	91

イ) 年齢

年齢	16歳～ 20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	わからな い	合計
人数 (人)	22	23	12	10	9	4	11	91

② 設問及び回答(抜粋)

問 あなたがお金を預けてよかったなと思うことはありますか

	はい	いいえ	わからない	無回答
通勤寮 (49人)	19人	14人	16人	0人
障害者グループホーム・ (22人)	13人	4人	5人	0人
入所施設 (20人)	12人	1人	6人	1人
計 (91人)	44人	19人	27人	1人

「はい」と回答した人に「それはどんなことですか」と質問したところ、以下のような回答があった。
 (一部抜粋)

<通勤寮>

- ・何かあった時に助けてもらえること
- ・職員からの支援を受けられる
- ・貯金ができる
- ・ストッパーになってくれる

<障害者グループホーム>

- ・なくなる
- ・なくさない
- ・使いすぎない
- ・安心

<入所施設>

- ・あんしん
- ・大きなお金はあずかり、あんしん
- ・お金を準備してくれるから
- ・買い物と一緒にいることがある

問 あなたがお金を預けて困ったな、と思うことはありますか

	はい	いいえ	わからない	無回答
通勤寮 (49人)	22人	20人	7人	0人
障害者グループホーム・ (22人)	1人	17人	4人	0人
入所施設 (20人)	5人	9人	4人	2人
計 (91人)	28人	46人	15人	2人

「はい」と回答した人に「それはどんなことですか」と質問したところ、以下のような回答があった。
 (一部抜粋)

<通勤寮>

- ・使いたい時や使いたい内容をわざわざ説明しないとイケない。
- ・使いたい時に使えない
- ・職員に言わないと給料を引き出せないこと
- ・勝手に決められる
- ・自分の使いたいタイミングですぐに使用できないから
- ・今、どれくらい(残高が)あるのか、自分のお金を確認したい
- ・手持ちのお金がなくなった時に自分でおろせない

<障害者グループホーム>

- ・自分でやってみたい

<入所施設>

- ・欲しい物があってもダメと言う
- ・叱られる

問 あなたはお金の預かりなど(金銭管理)を自分でやりたいと思いますか

	全部自分で やりたい	決めた分を 自分でやりた い	職員に全部 管理してもら いたい	今のままが よい	その他	わからない	無回答
通勤寮 (49人)	17人	18人	3人	5人	3人	3人	0
障害者 グループホーム・ (22人)	6人	0人	7人	8人	0人	1人	0
入所施設 (20人)	5人	0人	3人	7人	0人	4人	1人
計 (91人)	28人	18人	13人	20人	3人	8人	1人

「今のままがよい」「その他」を選んだ人にその理由を質問したところ、以下のような回答であった。

＜通勤寮＞

盗難が少ない、今のままが楽、職員さんとしっかりお話しできるから 等

＜障害者グループホーム＞

楽だから、安心できるから 等

＜入所施設＞

自信がないから、(自分でやりたい)思ったことはない 等

問 あなたがお金のことで困った時に相談する人はいますか

	はい	いいえ	わからない	無回答
通勤寮 (49人)	31人	8人	10人	0
障害者グループホーム (22人)	16人	1人	5人	0
入所施設 (20人)	8人	7人	4人	1人
計 (91人)	55人	16人	19人	1人

「相談する人がいる」と答えた人に「それは誰ですか」と質問したところ、以下のような回答があった
 (一部、抜粋)。

＜通勤寮＞

職員、家族、知人や友人相談支援事業所の職員、寮の仲間 等

＜障害者グループホーム＞

世話人さん、職員さん、(地域生活支援センターの)ワーカーさん、家族や親せき、後見人 等

＜入所施設＞

職員、相談事業所の人 等

3. 支援者向け調査の結果

(1) 支援者向け調査の概要

① 調査対象及び調査期間

法人の運営する事業所のうち、以下の宿泊型の事業所を対象とした。

・入所施設

とぶき育成園、恩方育成園、杉並育成園すだちの里すぎなみ、
 中央区立レインボーハウス明石、清瀬育成園ひだまりの里きよせ (5か所)

・通勤寮

江東通勤寮、大田通勤寮、豊島通勤寮、立川通勤寮 (4か所)

・障害者グループホーム

地域生活統括支援センター、城東地域生活支援センター、城南地域生活支援センター
 城北地域生活支援センター、多摩地域生活支援センター (5センター、105か所)

② 調査方法

調査票は無記名自記式のアンケート調査とし、調査用紙は A4サイズ 4 枚。

記入後の調査票は回収用の封筒に入れ、事業所ごとに回収した(入所施設、通勤寮、地域統括支援センター)。

障害者グループホームは各寮に直接、調査票を送付した。回答後は同封した返信用封筒にて直接、権利擁護支援センターに返送とした。調査基準日は令和元年 11 月 1 日。

(2) 調査の結果

① 対象者の概要

ア) 回答者の当該事業所における経験年数

経験年数	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	無回答 (記載なし)	合計
人数(人)	55	96	51	66	34	9	6	317

イ) 回答者の職種

	世話人	支援員	サービス管理 責任者	管理者	合計
人数(人)	103	181	32	7	323

※重複回答があるため、合計は回答者の合計と異なる。

② 設問及び回答(抜粋)

問 金銭管理を支援することで、本人にとってよかったとあなたが思うことはどんなことですか。
 (複数回答)

		金銭管理を支援することで本人にとってよかったとあなたが思うこと (3つまで選択)												合計	※コメント数	
		無回答	①貯めることができる	②お金の紛失しない	③使い方があった	④金銭管理が身につく	⑤特別なことが出来る	⑥防ぐことが出来る	⑦今後の見通し	⑧経済的権利の侵害を防ぐ	⑨お金の知識を得る	⑩お金の活用について相談者が	⑪お金の収支報告を受ける			⑫その他(無効を含む)
通勤寮 (34人)		0人	25人	6人	17人	7人	3人	6人	9人	9人	0人	4人	0人	4人	90人	2人
地域	GH (102人)	3人	51人	45人	48人	13人	19人	36人	23人	12人	2人	4人	3人	9人	265人	7人
	地域生活C (35人)	0人	12人	11人	23人	1人	8人	15人	6人	9人	2人	2人	2人	4人	95人	1人
入所施設 (146人)		4人	32人	89人	53人	8人	34人	59人	9人	25人	6人	15人	4人	7人	341人	6人
合計		7人	120人	151人	141人	29人	64人	116人	47人	55人	10人	25人	9人	24人	791人	16人

※カッコ内はそれぞれの回答者数

(注)合計は①～⑫を合算したもの。

<自由記述>…一部、抜粋 (金銭管理を支援することで、本人にとって良かったとあなたが思うことについて)

☆通勤寮

- ・金銭搾取から守ることができる。
- ・本人のお金に対する意識が芽生える。

☆障害者グループホーム(世話人・生活支援員)

- ・お金の使いすぎの防止になる。
- ・計画的にお金を使うことが出来る。
- ・将来に向けて安定した生活の見通しが持てる。

☆地域生活支援センター(サービス管理責任者・生活支援員)

- ・高額な物、本人の欲しい物を計画的に購入することができる。

☆入所施設

- ・急な病気の治療や入院等に備えることができる。
- ・物の価値を知ることができる。
- ・お金を使って、物を買うという経験ができる。

問 金銭管理を支援することで、本人にとってよくないとあなたが思うことはどんなことですか。
 (複数回答)

		金銭管理を支援することで本人にとってよくないとあなた(支援者)が思うこと(3つまで選択)													※コメント
無回答	① 自分のお金ができない	② やお金をいえない	③ 使いたいがいえない	④ 説明のしなげば支援しない	⑤ ついでに自分の意識が低くなる	⑥ 支援者との関係に気を遣う	⑦ 利益相反関係が生じやすい	⑧ 作業や手続きが面倒くさい	⑨ お金の値が減る	⑩ 強制に貯金させられる	⑪ 支援者の価値観が	⑫ その他(無効を含む)	合計		
通勤寮 (34人)	2人	2人	8人	12人	12人	11人	6人	2人	3人	8人	3人	11人	2人	80人	3人
地域	GH (102人)	16人	11人	28人	21人	40人	12人	3人	7人	21人	0人	18人	7人	193人	8人
	地域生活C (35人)	2人	0人	9人	7人	4人	16人	8人	3人	1人	5人	2人	23人	4人	82人
入所施設 (146人)	6人	39人	66人	57人	10人	48人	4人	0人	12人	38人	3人	56人	5人	338人	3人
合計	26人	52人	111人	97人	51人	115人	30人	8人	23人	72人	8人	108人	18人	693人	19人

※カッコ内はそれぞれの回答者数

(注)合計は①～⑫を合算したものです。

<自由記述>…一部、抜粋 (金銭管理を支援することで、本人にとって良くないとあなたが思うことについて)

☆通勤寮

- ・支援者が助けすぎると、自立が出来づらい。
- ・本人が金銭に関わる様々な手続きを知ることができない。
- ・支援者の一方的な管理になってしまうと、利用者は決められた金額を受け取るだけになってしまう。

☆障害者グループホーム(世話人・生活支援員)

- ・小遣い程度の金銭感覚しか身につかない。
- ・支援者任せになってしまうと、日常的な物以外に興味を広げられない。
- ・生活していく上での金銭管理の大変さを知ることができない。

☆地域生活支援センター(サービス管理責任者・生活支援員)

- ・自分のお金を意識しにくい。
- ・支援者の価値観が反映されやすいため、無駄遣いであると決めつけてしまうことがある。

☆入所施設

- ・利用者本人に説明や同意なく、支援者の判断で購入してしまう。

問 金銭管理の支援方法について、どのような方法がよいと思いますか。(一つだけ選択)

		本人の金銭管理についてよりよい支援方法（一つ選択）							※コメント数
		無回答	①全部、本人が管理する方法	②本人が決め、決めた分を	③支援者と本人が一緒に決めた方法	④支援者が全部、	⑤その他（無効を含む）	合計	
通勤寮（34人）		0人	0人	5人	25人	0人	4人	34人	3
地域	GH（102人）	4人	0人	4人	64人	17人	13人	98人	17人
	地域生活C（35人）	0人	0人	6人	26人	0人	3人	35人	5人
入所施設（146人）		3人	1人	13人	94人	26人	9人	143人	13人
合計		7人	1人	28人	209人	43人	29人	310人	38人

※カッコ内はそれぞれの回答者数

(注)合計は①～⑤を合算したものを示す。

<自由記述>…一部、抜粋（金銭支援の方法について、あなたが良いと思う具体的な方法など）

☆通勤寮

- ・支援員一人の判断でなく、複数体制を取る。
- ・支援員の助言をもとに、本人が決定する。(現実的には難しい方もある)

☆障害者グループホーム(世話人・生活支援員)

- ・決まった一定の支援ではなく、利用者の能力に応じて管理する方法を設定する。
- ・利用者によって収入も違うため、一概に良い支援方法を決めるのは難しい。

☆地域生活支援センター(サービス管理責任者・生活支援員)

- ・成年後見制度を利用するなど、GHには日常的生活費以外置かない。
- ・利用者と一緒に金銭管理を行うことが大切である。

☆入所施設

- ・必要事項を保護者と相談して決める。
- ・施設の事務が支払い等(公共、書類、手続き等)を一括で管理することで、金銭に関するトラブルを抑制できる。

問 金銭管理を支援する際に大切だと考えることはどんなことですか。(複数回答)

		金銭管理を支援する際にあなた（支援者）が大切だと考えること（3つまで）											※コメント	
		無回答	① 本人の今後、見通し	② 本人の思い	③ 家族の意見	④ 事業所の方針	⑤ 本人の無駄使いの抑制	⑥ 他の支援者の意見・見解	⑦ 他の利用者とのバランス	⑧ 本人へのわかりやすさ	⑨ 本人への信頼関係	⑩ その他（無効を含む）		合計
通勤寮（34人）		1人	28人	17人	1人	2人	10人	4人	0人	15人	12人	3人	92人	2人
地域	GH（102人）	3人	61人	51人	11人	6人	34人	5人	5人	41人	46人	10人	270人	11人
	地域生活C（35人）	1人	27人	25人	1人	0人	5人	2人	0人	19人	11人	3人	93人	3人
入所施設（146人）		3人	87人	103人	45人	3人	32人	4人	13人	46人	33人	13人	379人	9人
合計		8人	203人	196人	58人	11人	81人	15人	18人	121人	102人	29人	834人	25人

※カッコ内はそれぞれの回答者数

(注) 合計は①～⑩を合算したものの。

<自由記述>…一部、抜粋 (金銭管理支援をする際に、支援者が大切だと考えること)

☆通勤寮

- ・複数の職員でチェックを行うこと。
- ・支援者個人の価値観が反映されやすいため、利用者、他職員とよく話し合うこと。

☆障害者グループホーム(世話人・生活支援員)

- ・利用者の収支バランス。
- ・使い過ぎてしまう利用者もいるため、管理は必要であるが、本人の意思を尊重すること。
- ・本人の生活が豊かになるようなお金の使い方を考える。

☆地域生活支援センター…サービス管理責任者

- ・本人の希望が第一であるが、生活が破綻しないように方針を立てること。

☆入所施設

- ・利用者にお金の意味、価値を理解してもらうこと。
- ・家族からの信頼。
- ・支援者のスキル(将来の見通し、家族への説明など)

Ⅲ 連続勉強会の結果、確認されたこと

連続勉強会は本人のよりよき人生のための金銭の預かりを検討することを目的とした。その検討内容は以下のように整理できる。

1. 法人が金銭を預かっている状況

(1) 本人の立場から

本人が「事業所が自分のお金を預かっている」という事実については理解していることが調査からも分かった。しかし「何のために自分のお金を事業所が預かっているのか」というお金を預かる目的については把握していない(理解できていない)ケースが多かった。これは金銭を預かる契約の際に説明が不足していることや、本人と支援者の間に預かり金について定期的に振り返る機会がそもそもない、またはそのような機会があっても本人が理解できるような説明がされていない可能性がある。

通勤寮を利用している人の中には「自分で稼いだお金をどうして他人に管理されるのか？」という疑問を率直に表明する人もいた。

障害者グループホームの利用者は「自分でお金をやりくりしたい」という気持ちより、自分の月々の小遣いがちゃんともらえるか、またはその小遣いを自分がどのように使うのか、という点を強く意識している様子がうかがえた。

これは本人が自分の金銭を世話人、障害者グループホームに預ける方法のみを「自分が安心できる金銭の管理方法」と考えている可能性が高く、「自分が管理すると無駄遣いをするので引き続き世話人に預けたい」という意識によるものであろう。

このような状況について、連続勉強会では以下のような意見があった。

○支援者が金銭を預かることの意義について、連続勉強会に参加した職員からは「本人が無駄遣いしなくてよい」という報告があった。しかし何が無駄遣いか、どこからが適切な使い方なのかなどの区別や認識は非常に難しい問題ではないか。

○障害の有る無しに限らず、人は「経験したこと」から学ぶ。特に知的障害がある人は親を含めた支援者の「親切心」「良かれと思って」という視点から、誰かが代わりにやっている、本人がやったことがない、体験したことがないという場面が社会生活でも多く見られる。結果、「失敗をしないこと」が重要視される。しかし無駄遣いやお金での失敗など、障害の有る無しに限らず、誰にでも起こることである。そのような経験を繰り返すことで、自分のお金について支援者に預ける部分もあれば、自分でできる範囲を見いだせるようにすることもあのではないか。本人がお金のやりくりや管理を全部、できないのならば(全てを支援するのではなく)、できない部分を支援していく必要があるのだろう。

○支援者が預かり金を保全することだけに意識を強めていくと、本人たちが「自分で考えてお金を使う」機会が減る、または考えることがなくなっていく傾向にある。支援者から伝えられる「1日1000円でね」「週末に一週間分の〇〇〇円渡すね」ということのみを考えるようになり、自分の暮らし全体に目を向けにくくなるのは知的な障害のある人の特徴ではないか。

○「お金」は「自分のやりたいことを実現する道具」でもある。「無駄遣い」を保証できる金銭預かりの支援を行うことで上手に「失敗」を経験できる可能性もある。「上手に失敗する経験」を通じて「何が不適切なのか」ということを知ることは、人が生きていく上で大変、重要である。これは本人とお金の関係でも同様ではないか。

また、家族や親族などからの経済的搾取が疑われるため事業所で金銭を預かっているケースの報告もあった。

(2) 支援者の立場から

連続勉強会を通じて、参加した事業所の支援者からは「本来は金銭を預かりたくはない」「(預かり金について)現場の支援者は重荷と感じながら対応している」という意見は頻繁に聞かれた。預かり金の支援や管理を重荷と感じる理由は以下のようなことであった。

- ・「他人のお金を預かっている」という事実そのものが「不正を疑われる」という緊張感を日常的に支援者自身が感じている。
- ・預かり金の管理に関する事務手続きを煩雑だと感じている。また、この手続きをすべて間違いなく行うことができないと職場内の上司などから不正を疑われる、と支援者自身が感じている。

また、預かり金に関して「本人のお金のやりくりを支援するプログラム」を通勤寮と障害者グループホームは実施している、という報告が連続勉強会の中でなされた。入所施設では実施していないということであった。

このような「本人のお金のやりくりを支援するプログラム」について支援者調査では、預かり金をやりくりする支援や管理を通じて本人が表出する意思や希望に対して、「本人の話を聞く」「本人の想いを聞く、知る」という意識を持って支援に臨む様子を見ることができた。しかしそのための技術や手法、方法論、工夫などを組織内で共有および共感できているかどうかはわからなかった。

連続勉強会でも「失敗も含めた様々な経験を本人が積むことが必要である」ことを支援者が理解している旨の意見がでたが、実際には「お金のやりくりがうまくいかず本人が失敗した時」に生じる責任や補填の必要性など、フォロー体制はまだ整っていない。

預かり金のやりくりの支援や管理を重荷に感じる支援者の実態は支援現場にあり、実際に本人に対応する個々の支援者の経験値や力量をもとに本人のお金のやりくりを支援するプログラムや預かり金の管理が展開されており、組織的な支援体制の整備には至っていない状況がみられる。

預かり金の支援が本人の役に立っている(やりがい)という実感と預かり金に関連する作業の実態(不正のない事務の遂行、疑われない・ミスが許されないという緊張感、煩雑な作業)のバランスが取れていないのではないかとこの点にも留意しておく必要がある。

(3) 管理者の立場から

金銭の預かりは「あくまで善意的に行ってきた」とも言える歴史があり、その時代その事業所で状況に合わせた対応をとってきた。このような状況のため、連続勉強会開始時点では法人全体として統一された預かり金に関する規程は存在しなかった。

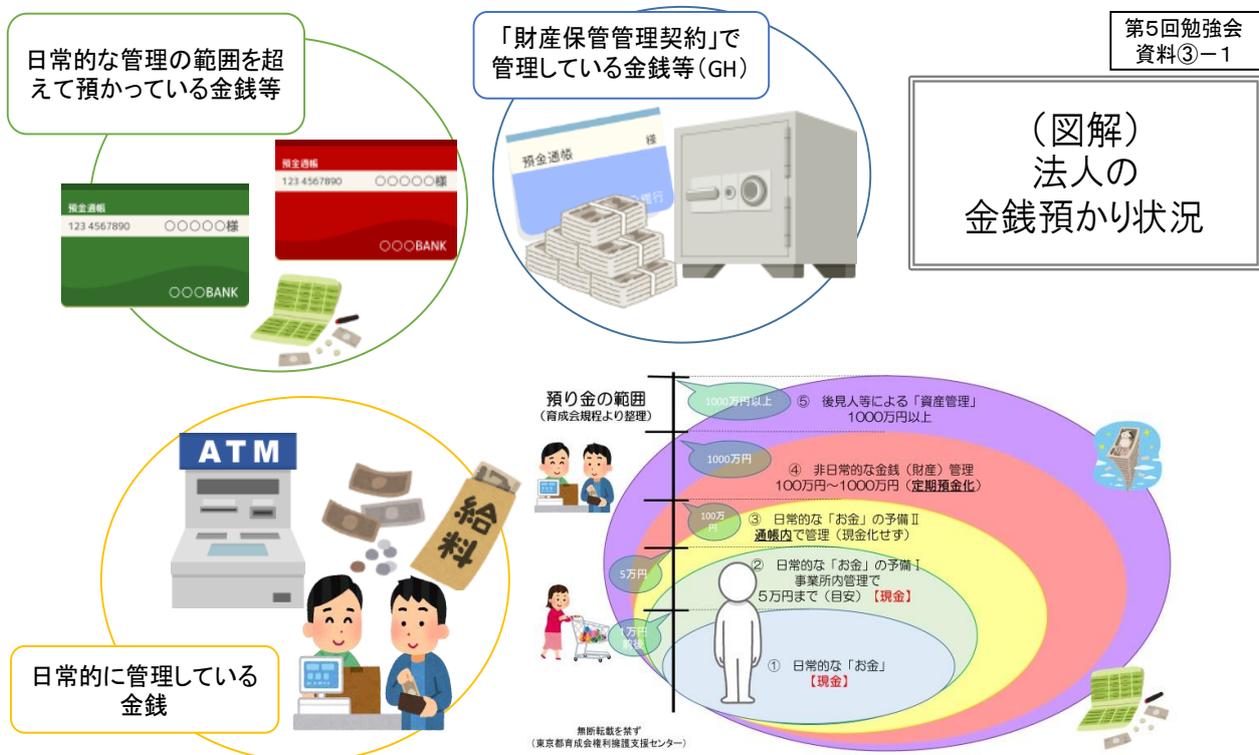
他方、法人で統一された預かり金に関する規程は存在しないものの、事業所ごとあるいは事業ごとに預かり金に関する規程は存在しており、これに則って現場では預かり金を取り扱っている。

つまり何らかのルールや決まり事をもって、本人(利用者)の金銭を取り扱う必要があるという意識は確立されており、客観的かつ丁寧な対応を目指していることはうかがえる。

国や行政から預かり金に対して管理体制についての指導・通知などはあるものの、生活支援と預かり金の関係や本人のお金のやりくりを支援するプログラムについての具体的な方向性を示すものはない。このため、これまでは「生活支援の一環として金銭を預かる」という意識が低く、あくまで本人または家族から事業所に対して金銭の預かりについて依頼があった際には「覚書」を取り交わしてきた。これは「本人のお金を預かる人がいないから事業所で預かる」という消極的な金銭の預かりともいえる状況である。

また、連続勉強会の一環でおこなった調査から、預かっている金銭の一部について「日常的に管理している金銭」以上の高額な金銭の預かりも行っている実態がわかった。

現在、法人で預かっている金銭の状況を以下のように図解で示す(第5回勉強会資料より)。



※ 上記図解にある「財産保管管理契約」は旧称である(P23参照)

連続勉強会の検討を通じて法人統一の預かり金に関する規程を策定するまでには至っていない。しかし保全を優先した規程ではなく、前述の①本人の立場や②支援者の立場の視点を取り入れた、法人統一の預かり金に関する規程の整備や契約のあり方について、早急に検討が必要なのは確認された。

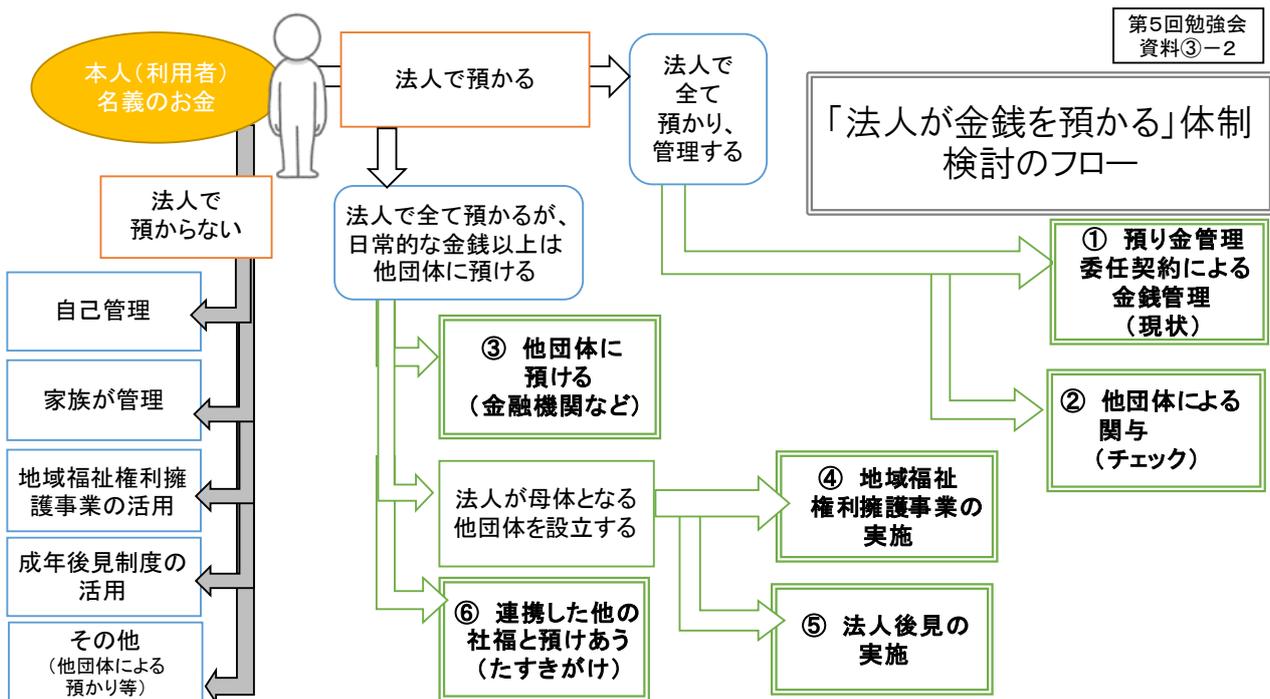
(4) 他の制度との比較、検討

常に変動する社会や制度に対応するためには現状の体制ありきではなく他の制度を知ることや連携すること、時には自ら運用することも視野に入れる必要がある。

その際に基本となる考え方は、「本人のよりよき人生のための金銭の預かりである」ということはいままでもない。これは意思決定支援のための金銭の預かりであるともいえる。

以上のような点を確認したうえで現状の委任契約のほか、「成年後見制度」「日常生活自立支援事業(東京都では地域福祉権利擁護事業、以後「地権」)」「事務管理」について比較、検討した。

以下はこれらの制度を検討したのち、「法人でこれらの制度を運用する可能性とその際に必要なこと」について図に示したものである。



このような複数の選択肢を一例として取り上げることで、金銭を預かる目的は常に確認しながらも異なる仕組みを採用し、運営していく可能性を持つことができる。単一の法人による単一のシステムでは「本人のよりよき人生のために法人として本人の金銭を預かる」ことが今後も維持できるかどうかは明確ではない。

また、連続勉強会では以下のような意見も挙げられた。

○資料に示された事業は補助金が基になっているものが多い。法人外の他団体によるチェックなどにも費用がかかる。提案自体を否定するのではないが、予算が確保されなければ制度や仕組みの運用もままならない。費用や財源などについてもしっかり検討してほしい。

○改めて金銭を預かる意義を「意思決定支援のため」と考えた時に、本人の意思を確認し、意思の実現を支援する支援者と、預かり金に直接的にかかわる支援者が同じであるということは本人にとって利益が相反する部分が出てくるのではないかと危惧する。改めて「同じ法人がすべての支援を行うべきか」と問いかけていく必要がある。

(5) 国・行政の見解

事業所による金銭の預かりやその管理は法律的な制度によるものではない、という見解が福祉施設の運営側にとっては一般的な解釈であり、連続勉強会でも「知的障害のある人が自分の利用する宿泊型の福祉サービス提供事業所に自分の金銭を預けることに法的な仕組みはない(本人と事業所による私的な委任契約行為である)」という前提で検討を行ってきた。

連続勉強会が終了し、これまでの検討をまとめるにあたり、金銭を預かることや預かり金の支援および管理の法的な根拠について、改めて国(厚生労働省)および行政(東京都)を確認をした。

厚生労働省(社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課)及び東京都(東京都福祉保健局 施策推進部)に確認したところ、事業所での利用者の金銭を預かることは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以後「障害者総合支援法」)の条文に含まれる、との見解であった。

具体的には「障害者総合支援法 第一章 総則」のうち「第五条」において、この法の下での「障害福祉サービス」についての説明の中で記されている「厚生労働省令で定められている便宜」あるいは「日常生活上の援助」にあたる。

以下が障害者総合支援法第五条である(抜粋)。

10 この法律において「施設入所支援」とは、その施設に入所する障害者につき、主として 間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

(略)

12 この法律において「自立訓練」とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営ことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

(略)

17 この法律において「共同生活援助」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

また、金銭預かりの管理についての取り扱いについては「障害者総合支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(第 20 条、第 21 条等)」または「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(第 207 条、210 条ほか)」による。

国及び東京都の回答では、事業所は預かり金を利用者の求めに応じて適切に管理し、生活支援に活かす必要がある、とのことであった。つまり「本人の意思に幅広く応えるための条文解釈」であり、金銭の預かりを行わないことが違法ではなく、あくまで本人からの「事業所に自分の金銭を預かってほしい」という要望があればそれに応えることができる体制と、社会的便宜への支援の一環として「預かり金」を考えていることがわかった。

ただしこれらの回答は日常的な範囲における金額の預かり金の管理やその支援についての見解であり、預かっている金銭が高額になった際の対応については見解が示されなかった。

今回の連続勉強会では管理者向け調査において利用者からの預かり金が一部、高額な金銭預かりが発生していることがわかった。しかし高額になっている預かり金についての議論を進めるには至らなかった。

障害者グループホームでは「定期預貯金通帳等保管サービス事業」(旧称・財産保管管理契約)の中で、法定代理人のいない本人の金銭のうち、日常的に管理する以上の金額を定期預金にした通帳について本人と法人が契約のうえで保管するサービスを行っている。これらの事業についての詳細や成年後見制度との比較など、今後の課題となるだろう。

2. 法人が金銭を預かる課題

生活支援の一環として、金銭預かりを行うにあたっての現状の課題について、以下のように整理した。

(1) 金銭を預かる根拠についての課題

① 金銭を預かることについて「本人の意思」の確認

- 自ら預かり金の契約をして、自分のお金を法人に預けている人でも「自分でやりくりしたい」と考えている人がいる(本人向け調査より)。

同時に「(お金のやりくりを)支援者に手伝ってほしい、一緒にやってほしい」という本人の声にどのように応えることができるのか(現状の支援手法で応えられているのか)。

また、知的障害の支援度が高い人の「意思」の確認方法や本当に「本人のために使われる」という預かりになっているのか、という疑問。またそれをどのように客観的に判断することができるのかを問われる。

- そもそも「本人(利用者)と事業所」は利益相反が起こりうる関係性にあるため、福祉サービス提供事業所は本人の利益を実現できる立場にない、ともいえる。そのうえで金銭を預かるためには預かり金の適切な取り扱いは当然の取り扱いとして、「本人の意思を尊重し、意思に基づいた支援の一環としての金銭預かり」を実現することが非常に重要である。

これが実現できていることを示すことは即ち金銭預かりの根拠が確認できているともいえる。

② 預かり金に関する現状の委任契約は適正か

- 生活支援の一環として預かり金の支援及び管理を行う以上は「本人が実際に使うこと」や「本人のために預かっている金銭を本人の意思にそって支援者が代行で使うこと」が重要な支援となる。しかし現状の「預かる」ことのみを記載した契約書(預かり書または覚書)はその実態に即しているのか。

- 預かり金の委任契約を取り交わす際に本人への説明と同意がどのように行われているのか不透明なことが利用者調査からもうかがえる。知的障害のある人との契約行為について改めて丁寧な対応が求められる。

③ 「預かり金規程」の在り方について

- 金銭を実際に預かっている宿泊系の事業所には複数の事業形態があり、利用期間や利用する本人の暮らしぶりも異なる。しかしいずれの事業においても「本人の金銭を預かる意義」は共通するものではないか。
- また預かり金を実際に取り扱う支援者はそれぞれの事業所にある預かり金に関する規程を深く理解することができていない状態で対応している、という実態も報告された(主に先輩職員からの「引継ぎ」によって得た知識や技術で対処している)。
- 法人全体で統一した預かり金に関する規程の必要性は高く、「管理するため」「不正防止」の優先だけではなく、預かり金の意義を確認できる預かり金の規程が求められる。

(2) 金銭を預かる体制についての課題

① 本人の「よりよき人生のための預かり金」を実現する支援体制の確立

- 支援者が考える提案や働きかけが強調された預かり金の支援及び管理によって、本人が「お金について考える」幅が狭くなり、「お金は支援者から与えられるもの」という感覚を本人が強く持つようになるのではないか。
- 預かり金を保全することを優先するのではなく、本人が考えお金にまつわる事柄・場面について(失敗も含めて)経験する機会が保障される金銭預かりの支援体制が必要である。
- 本人の「意思の確認」を行うのは支援者であり、確認した意思を実現したり実行したりするのも支援者である。このような「利益相反関係」にあること、このような関係性から本人が意思を表出しづらくなる可能性にも支援者及び事業所、法人は常に自覚を持つこと。
- 個々の支援者の経験値や力量で預かり金の支援が展開されている現状が調査からうかがえる。支援体制について検討し、よりよい支援を提供できる体制が求められる。

② 金銭預かりに関する事務作業に支援者が携わることについて

- 支援現場の負担軽減の狙いを含めて、預り金の管理体制の強化を図った。しかし、実際に日常的な金銭を取り扱う支援者は些細な事務的ミスでも「疑われているのではないか」「不正してはいけない」と過敏な反応になることは尚、残る。このような意識が強くなり、負担感が重荷になっている。

ここには支援者が安心して金銭預かりに携わることができる手法の検討も必要ではないか。
(例)立て替え方式や口座振替など、現金化しない工夫の採用

③ 金銭を預かる体制の整備について

- 本人の社会参加の拡大と同時に、電子決済や各種カード払い(デビットカード等)など、社会における経済活動の動向が大きく変容している。現金では対応できないケースも生じている。このような「新たな支払い方法」やそれをどのように管理するのか等、実際の支援方法及び管理についての検討が現状に追いついていない。法人としての仕組みを整備して初めて対応ができるようになるため、本人の希望・要望の表出とその実現にタイムラグが生じることで社会参加の機会の保障をも脅かすことになりかねない状況である。
- 不正のない金銭預かりの管理のために現状において対応可能な作業は採用している。複数の支援者で購買品とレシート及び残金の突合作業を行う、時間差で帳票類の確認を複数で行うなど、主に「複数人」、「複数の場面」という方法である。しかし、同じ事業所の中で同じ部署・所属での支援者同士による作業が多いことは、単純な指摘や確認作業を繰り返すことにはないだろうか。チェック体制については連続勉強会においても繰り返し話題にのぼったが具体的な提案には至らなかった。法人内の複数の事業所間で連携して確認作業を定期的に行うなど、ある程度の客観性を担保しながら早急に体制を整えるべきである。

3. 法人が金銭を預かる意味

以上、本法人の権利擁護支援センター専門委員の参加のもと、平成30年7月から7回にわたり法人が金銭を預かる『意味』について議論を重ねてきた内容を整理した(2回の拡大会議を含む)。そのうえで改めて、福祉サービスを提供する法人・事業所の役割とは「利用者の権利擁護を支えるもの」であり、本人の金銭を預かることは、その人の「よりよき人生を実現していくためのお金」となることを再確認できた。そのためには、生活支援としての預かり金に関わる支援のあり方を法人・事業所の運営管理の側面と合わせて見直すことが求められている。

見直しにあたって、とくに留意する点として確認された内容を挙げておきたい。

(1) 本人の「メリット」「エンパワメント」になる預かり金の支援であること

① 本人、支援者ともに「保全を重視・強調した預かり金の支援および管理」になっている現状からの脱却

生活支援のためにお金を預かっていることを支援者が確認することが必要である。そして「本人のよりよき人生のための預かり金の支援」であることが支援者の共通の認識となるように支援者に広く伝えていく具体的な取り組みが求められる。

一方でお金を預かる以上、管理は必要なものである。なぜなら管理とは支援の対極ではなく、適正な支援のためには「適切な管理体制」がなくては支援そのものが成立し得ないからである。これは「支援に活かした管理体制を構築する」ことが大前提であるという確認である。

例えば本人が「今、自分はいくら持っている」ということが当然、わかるような預かり金の支援体制および管理は本人が主体的に自らの金銭に関わるのが可能となり、本人のエンパワメントにつながるだろう。

② 社会との交渉の保障

今日の経済社会において、お金を使う場面そのものが日常的な社会との接点となっている。これは障害のある無しに限らず、また障害の支援程度の高い人であっても同様である。このような「実際にお金を使う場面」を生活の中で組み立てることができることは事業所の強みのひとつと言える。金銭に関わる場面は本人の意思が表出されやすいことから、意思の決定などを支援するプログラムにも関わることである。

③ 口座開設にあたってのバックアップ

連続勉強会における数々の報告の中に、現状において知的な障害のある人にとって金融機関での口座開設はハードルが高くなっている、という話題があった。各種金融機関は金融庁の指導の下、障害などのため自署などの自筆が困難な人を「自筆困難者」としており、口座等開設の際には「金融機関の提供するサービスの利用意思を口頭で表明していることを確認すること」を原則的に求められているためであろう。

反面、入所施設では事業所の近隣の金融機関において「法人の入所施設を利用している」ことが本人の金融機関の利用意思の確認に影響し、当該金融機関での口座開設がスムーズに行われている例がある。つまり、法人との関係が本人の身元保証、身元確認に影響を与えている、という事実がある。

本人と法人の関係が金融機関の利用について本人に有効な作用をもたらすことは、法人が本人の金銭を預かっているメリットと言える。

(2) その支援を実現するためのフォロー体制の確立

① 意思の決定等を支援するための「預かり金」の確立に向けて

「不正をただすため」の体制やルールの整理ではなく、支援者が安心して本人をサポートできる体制を必要としている。ただしこれまで繰り返し述べているように保全を強調した預かり金の支援や管理ではなく、本人の意思を汲み取ることができる預かり金の支援及び管理の体制でなくては意味がない。

「預かり金」という多くのルールや煩雑な手続きが求められる仕組みの中で、判断能力の十分でない人の意思の決定等を支援することは、成年後見制度を例に挙げるまでもなく困難なことである。しかし現状の成年後見制度が「財産管理のために意思の決定等を支援する」体制であるとすれば、法人が金銭を預かる仕組みは「意思の決定等を支援するための金銭の預かり」である。この点について今後さらに整理する中で、法人統一の預かり金等の規程が整備され、本人、支援者双方にとっての「金銭の預かりの拠り所」となるだろう。

② 本人がお金のことで相談できる環境

一般的な傾向として人間の心の中にはお金のことを隠そうとする心理があるため、支援者を含む本人の周囲の人が無理に聞き出そうとすると余計に言わなくなる、という報告が専門委員よりなされた。本人はお金のことをあからさまに話さないため言わなくなる、という報告である。

このようなこころの動きがあることを認識しながらも、知的障害のために十分な金銭のやりくりや管理を自分ひとりではできない人の預かり金の支援について「上手に失敗する」経験をするために求められるのは「本人が相談できる環境」の保障である。

法人では本人の「暮らしの困りごと」への対応と「預かり金の支援と管理」を一元的に行っている。このため本人の状態の変化を察知し、声をかけたところお金が大きく動いていたなどが判明することもあるだろうし、その逆もありうる(お金の動きがこれまでと異なるために本人の様子を確認するなど)。

本人の暮らしと本人の金銭が精神的(心情的)、物理的に遠くない距離にあることは本人にとってメリットと言えるであろうし、本人の安心感もあるだろう。しかし、その両方の支援を同じ法人が担っていることによる本人の不利益もある。相談しやすい環境を整えても、本人が「言いづらい」と感じていれば機能はしない。この点は、社会福祉法人という規模において(当法人のスケールメリットを活かし)、法人内の他事業所、特に相談支援事業との連携によって本人の安心や支援の客観性を担保できる対応方法を見出すことは可能と言える。

本人に「お金のことで相談していい」ということを具体的に示すことは、本人の意思の表出の一助になるだろう。

ここまで「法人が金銭を預かる意味」を追求するための留意点を述べてきた。

繰り返しになるが、「法人が金銭を預かる意味」とは「本人のよりよい人生の実現を生活支援の一環である預かり金を活用しながら支援していくこと」に他ならない。

本人の金銭を法人が預かるという一連の作業や体制などに対する支援者の負担感共感できる。しかしその負担感から本来の預かる意味を見失うことは、知的障害の人たちの生活そのもの脅かすものである。預かる体制などの工夫を今後も法人は追求していくと同時に、宿泊型での生活支援を行っている法人として、生活支援の中で行った金銭預かりを通じて本人のエンパワメントを実現できること、実現できたことそのものが法人にとっても、また支援者にとっても「金銭を預かる意味」である。

IV 施策提言にあたって

社会経済活動に参加し、契約社会に生きていく知的障害のある人にとっての「金銭の預かり」をめぐっては、福祉サービス提供者である一法人・事業所内で対応できる枠を超える課題でもある。

今日、成年後見制度、あるいは地域福祉権利擁護事業などの社会的支援システムの促進が目ざれているところであるが、ここでは生活支援の立場から「金銭の預かり」という行為が知的障害のある人の権利擁護支援としてどのような機能を発揮できるかを見通していくために、本勉強会で明らかになった要点を再度提示しておくことにする。

1 経済活動を通じた社会とのつながりが必要不可欠である今日、何某かの手法用い

て本人が金銭を使うこと、金銭管理を支援することは即ち生活支援の一環である。

2 預かり金の支援が生活支援の一環であるからこそ、本人の意思を確認することが必要である。そのためには、当然に本人に意思能力があることを前提として、その確認手順を明確に定める必要がある。確認手順の方法のひとつとして、意思確認票(モデル)の活用などを推奨する。

3 預り金の支援について、個別支援計画にも明確に記載されるものである。

金銭を預かることは生活支援の一環であるという認識のもとにおいては、その人の生活目標に関連した金銭の使い方、より豊かな生活を生み出すための金銭の使い方というのが、個別支援計画の中に盛り込まれて然るべきである。

4 金銭を預かることや預り金の管理についての契約は、福祉サービス利用契約とは別に契約を交わす必要がある。

福祉サービスでの金銭の管理は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」)における「その他、社会的便宜」という条文に含まれるものである。

だが金銭の取扱いや管理方法は一人ひとり異なるものであるため法律で一括に定義できるものではない。

そして経済社会において金銭という「財産」を本人の意思に基づいて法人や事業所が預かる以上、何のために預かるのか、また預かり方法や管理方法などについて詳細に示し契約書を本人と結ぶ必要があるのではないか。

5 預り金の管理のための規程を法人統一で定めることの意義

連続勉強会において、自法人で提供する福祉サービスを利用する人(利用者)の金銭を預かる、ということについて「利益相反関係が生じるのではないか」という指摘があった。

反面、預り金の支援及び管理は「適正な保管を前提として、利用者がより良き生活(人生)を送るために必要な金銭の使用をサポートする」ためのものであることも確認してきた。この「預かりの目的」について、法人統一の考え方、姿勢として示すためにも、現在は各事業所で定めている預かり金規程を法人統一の規程として整える必要があるのではないか。

統一した預り金規程を定めることで、金銭管理が発生する生活支援に携わる支援者にとっては「預り金支援の考え方」について法人の方針を確認することができるだろう。

V. 施策提言

社会福祉法人は、法人が提供する障害福祉サービスを利用する人たちの金銭を現に預かっている。しかしながらその営為を支える社会環境は知的障害のある本人の権利を擁護するという面では脆弱な状況だといえる。したがって国は金銭を預かることを生活支援の一環と位置づけるべきである。また、支援環境の構築のための研究を本格的に国や自治体としても行うべきであり、本人の権利擁護を導き出すようなガイドラインもしくはより具体的な方策・方針を出す必要がある。

連続勉強会「法人が金銭を預かる意味」報告書 構成

I 連続勉強会「法人が金銭を預かる意味」概要

1. 連続勉強会の経緯

II 調査の報告

1. 管理者向け調査

2. 本人向け調査

3. 支援者向け調査

III まとめ

1. 法人が金銭を預かっている状況

2. 法人が金銭を預かる課題

3. 法人が金銭を預かる意味

IV 施策提言にあたって

V 施策提言